

豊中市立児童発達支援センター児童発達支援事業給食業務
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

豊中市では、豊中市立児童発達支援センターの通所支援事業を、令和6年度（2024年度）より一体的に民間委託するにあたり、児童発達支援事業に係る給食業務について、公募型プロポーザル方式により給食業務を実施する事業者の募集・選定を行います。

つきましては、応募事業者からの企画提案書類等をもとに、プレゼンテーションを実施した上で総合的に評価し、障害又は発達に課題がある子どもへの安心・安全な給食の業務等を継続して実施することができる最も優れた事業者を選定し、契約候補者とします。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

豊中市立児童発達支援センター児童発達支援事業給食業務委託

(2) 委託業務内容

豊中市立児童発達支援センター児童発達支援事業給食業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 委託業務の履行場所

豊中市稲津町1丁目1番20号 豊中市立児童発達支援センター
構造・面積 鉄筋コンクリート（SRC造）地上4階・地下1階
厨房（1階）※「別紙図面」参照

(4) 履行期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで
給食開始日（予定） 令和6年（2024年）4月2日

(5) 業務委託料の上限

年額 21,800,000円

※上記金額は消費税及び地方消費税を含んでいます。

※金額は契約時の予定価格を示すものではありませんのでご注意ください。

3. 参加資格

【参加資格要件】

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類の提出時点で、下記に掲げる要

件を全て満たす事業者とします。なお、企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加及び応募を認めません。

- ①現在、学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の事業を営んでいること。
- ②公募に係る業務を行うに当たり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。
- ③過去3年間、食品衛生に関し、行政処分を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤豊中市入札参加停止基準（平成25年10月1日実施）に定める入札停止要件に該当しないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によらないこととされる更生事件に係るものを含む。）。
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑧暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
- ⑨豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑩法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- ⑪労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

4. 実施手順の概要

(1) スケジュール

- | | |
|----------|--|
| ①実施要項の公表 | 令和5年（2023年）5月8日（月）
市ホームページで公表 |
| ②公募説明会 | 令和5年（2023年）5月16日（火）
時間：15時00分～16時00分
場所：豊中市立児童発達支援センター
(豊中市稲津町1丁目1番20号) |

※公募説明会において、履行場所（厨房）のご案内（見学）も行いますので、応募する事業者は、公募説明会に参加してください。説明会の参加には申込みは不要

です。ただし、説明会に参加できない場合でも応募は可能ですが、実施要項についての再度の説明及び履行場所（厨房）のご案内（見学）はいたしません。また、電話等において、実施要項に係る多岐にわたっての詳細な質問もお控えください。

※説明会会場の地下駐車場は台数が限られていますので、公共交通機関（阪急電鉄「庄内」駅もしくは「服部天神」駅から徒歩10分）のご利用をお願いいたします。

- | | |
|------------------|--|
| ③質問受付期限 | 令和5年（2023年）5月19日（金）
午後5時15分まで（必着） |
| ④質問回答期限 | 令和5年（2023年）5月26日（金） |
| ⑤企画提案書類等提出期限 | 令和5年（2023年）6月2日（金）
午後5時15分まで（必着） |
| ⑥書類審査 | 令和5年（2023年）6月9日（金） |
| ⑦面接審査（プレゼンテーション） | 令和5年（2023年）6月16日（金）
場所：豊中市立地域共生センター
（豊中市中桜塚2丁目28番7号） |

※会場には専用の駐車場はありませんので、公共交通機関（阪急宝塚線「岡町」駅から徒歩約5分）をご利用ください。

なお、車で来所される場合は、近隣の駐車場をご利用ください

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ⑧最終選定結果の通知 | 令和5年（2023年）6月下旬予定 |
| ⑨最終選定結果の公表 | 令和5年（2023年）6月下旬予定
市ホームページで公表 |
| ⑩契約締結 | 令和5年（2023年）7月上旬予定 |

(2) 質問受付及び回答

企画提案書類の作成等に係る質問は、上記期限内に電子メールにて質問票（様式第1号）を送付のうえ、電話連絡をお願いします。（電子メールアドレス及び電話番号は、「9. 応募先、質問・問合せ先（事務局）」参照。）

電話や来庁など質問票以外での質問は受け付けません。なお、質問及び回答の内容は、上記日程にて市ホームページで回答いたします。また、質問受付期限以降の質問も、受け付けません。

(3) 公募申込・提案書提出

参加希望者は、公募申込・提案書（様式第2号）に必要事項を明記のうえ、上記期限に事務局あて持参又は郵送にてご提出ください。（期限必着）

(4) 公募申込・企画提案書類等提出

①提出書類

企画提案書類等提出書類一覧（別紙２）のとおりです。

②提出部数等

- ・必要部数は全ての書類について正本１部と副本１０部（コピー可）とします。
- ・所定書式以外の書類の規格はA４判（縦）とします。
- ・提出に際しては、１部ずつ企画提案書類等提出書類一覧（別紙２）の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付けてください。
- ・企画提案書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・企画提案書類等の分割提出は認めません。
- ・企画提案書類等の不足又は提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とします。
- ・企画提案書類等の受付後、いかなる理由によらず追加及び修正は認めません。
- ・企画提案書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ・企画提案書類等の著作権は、本業務の提案募集の選定結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。提出書類は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

③提出方法等

上記期限内に事務局あて持参又は書留郵便にてご提出ください。（期限必着）

(5) 参加の取り下げ

公募申込・提案書（様式第２号）の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第３号）で豊中市長あてに届出してください。

5. 選定について

(1) 審査方針

- ①事業者選定の審査は、市職員で構成する「豊中市児童発達支援事業給食業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行います。
- ②選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法

- ①審査基準（別紙３）に基づき、第１次審査は書類審査、第２次審査は面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。
- ②業務実績を除き、評価内容に対応する提案がない場合は選外とします。
また、評価項目単位（業務実績除く）で最少点（０点）となる場合も選外とします。

(3) 書類審査

- ①企画提案書類に基づく書類審査を行います。

- ②提案者が3者以内の場合は、審査基準に基づき書類審査と面接審査を一括して面接審査日で行います。
- ③提案者が4者以上の場合は、下記の審査基準に基づき選定委員会委員の合計得点により順位を決定し、面接審査実施対象者3者を選定することとします。
この場合、第1次審査の結果はすべての提案者に通知を行うとともに、面接審査の対象となる提案者には第2次審査の日時を通知します。
- ④書類審査の採点結果が全体配点の60%未満だった場合は、順位にかかわらず選外とします。
- (4) 面接審査（プレゼンテーション）
- ①提案者に審査会場に会場いただき、選定委員会委員と面接質疑に臨んでいただきます。
- ②1提案者当たりのプレゼンテーション時間を15分以内とし、その後、選定委員会委員からの質疑応答を15分程度行います。
- ③追加資料等は、本市が求める場合を除き不可とします。またプロジェクターによる投影やパワーポイント等の使用も不可とします。
- ④プレゼンテーション審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、説明及び質疑の応答は契約を履行する際の業務責任者となる予定者とします。
- (5) 最優秀提案者の決定
- ①合計点が最も高い者を最優秀提案者と決定します。
- ②合計点が最も高い者が2者以上あるときは、評価項目のうち「8.衛生管理への取り組み」部分の点が高い者を最優秀提案者とします。以下、同点の場合は「7.食育への取り組み」、「1.社会的信頼性」部分の順に採点が高い者を最優秀提案者とします。
- ③評価項目単位で「0点」となる場合又は、採点結果が全体配点の60%未満となる場合は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても最優秀提案者としません。
- (6) 審査結果の通知
- ①令和5年（2023年）6月下旬（予定）に書面にて、プレゼンテーション審査を実施した全ての提案者に通知を発送します
- ②通知にて、最優秀提案者及び次点提案者となった提案者にはその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。
- ③評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じません。なお、審査結果の通知後に本実施要項及び仕様書の内容等に関し、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- ④提案者からの審査結果に関する情報開示は、提案者の自己情報についてのみ対象となります。
- (7) 審査結果の公表
- 審査結果の通知後、市のホームページにて結果公表を行います。

公表内容は以下のとおりです。

- ①最優秀提案者の名称、評価点
- ②最優秀提案者の選定理由
- ③全提案者の名称
- ④全提案者の評価点
- ⑤選定委員会委員の氏名

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

(8) その他

本案件に関して実施要項の公表の日から審査結果の公表の日までの間、選定委員会委員や市職員への接触を禁じます。

※4 (1)②公募説明会、(2)質問受付、(3)参加意向申出書提出及び(4)公募申込・企画提案書類等提出並びに5 (4)プレゼンテーション審査の場を除きます。なお、選定委員会の委員名、提案者名簿等の内容の質問は一切受け付けません。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、応募自体を取り消します。

- ①企画提案の提出書類において、虚偽の内容を記載したとき。
- ②提出期限までに提出場所に企画提案書類の提出がないとき。
- ③プレゼンテーション審査を受けなかったとき。
- ④一団体に同一業務に対し複数の提案をしたとき。
- ⑤提案者が企業連合といった2社（者）以上の事業者で構成されているとき。
- ⑥提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑦正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑧他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- ⑨選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ⑩選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき。
- ⑪契約締結日までの間に「3. 参加資格」に該当しなくなったとき。
- ⑫その他、本実施要項の内容に違反したとき。

7. 契約について

- ①最優秀提案者は、本市と仕様並びに金額等を協議のうえ、本市の内部手続きを経て本業務を依頼する相手方として決定されるため、最優秀提案者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。
- ②最優秀提案者と協議が調わない場合は、本市は次点提案者と協議を行います。

- ③契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに、本市と協議のうえ決定します。
- ④協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。
- ⑤契約の締結に際し、万一提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、又は提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について損害賠償を求めることがあります。
- ⑥受託者は、契約締結に当たり、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金を納付していただきます。（ただし、同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除きます。）
※契約保証金の納付をする場合は、契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に収めていただきます。

8. その他

- ①企画提案書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ②企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費は全て提案者の負担とします。
- ③本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
- ④業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託者の負担となります。
- ⑤本案件については、長期継続契約（委託契約部分）です。

9. 応募先、質問・問合せ先（事務局）

〒561-0854 豊中市稲津町1丁目1番20号

豊中市子ども未来部はぐくみセンターおやこ保健課児童発達支援センター

TEL 06-6866-2360 Fax 06-6866-0296

E-mail t-jihatsu@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市児童発達支援事業給食業務委託仕様書経費区分一覧別表

項目	種類	内容	負担区分	
			発注者	受注者
施設・設備類		給食室施設・設備、厨房機器及び付帯設備(洗濯機、乾燥機を含む)	○	
厨房備品類		移動台、作業台、シンク、計量はかり、配膳車等	○	
施設・設備維持管理費		給食室施設・設備、厨房機器、厨房備品及び付帯設備等の修繕、設備の定期点検・保守、環境衛生管理・水質検査、消毒(施設消毒・病害虫駆除)等	○	
光熱水費等		調理業務に関わる電気、ガス、空調、上下水道等の料金及び業務に関する電話代	○	
厨房定期清掃費		排水管路・換気ダクトの定期清掃	○	
厨房消耗品	調理器具・食器具類	調理器具類、食器具類等	○	
	食器洗浄用消耗品	液体石けん、ディスペンサー、漂白剤、洗剤、磨き粉、たわし、スポンジ、ゴム手袋等		○
	清掃用消耗品	ゴミ用ポリ袋、デッキブラシ、モップ、ほうき、ちりとり、ごみ箱、ホース、雑巾、タオル、バケツ、ワイパー、清掃用具洗剤、床用洗剤等		○
	消毒・衛生用消耗品	消毒用アルコール、ディスペンサー、ペーパータオル、次亜塩素酸ナトリウム、防虫剤、殺虫剤、ゴキブリ団子、爪ブラシ、使い捨てマスク、エプロンケース、エプロン等		○
	調理用消耗品	衛生手袋、ポリ袋、ビニール袋(保存食用含む)、ラップ、アルミホイル、キッチンペーパー、だし袋、クッキングシート等		○
	日常点検に使用する消耗品	機械油、グリス、軍手、点火器具、砥石等		○
	教室での給食にかかわる消耗品	食物アレルギー対応用保温ケース、教室用アルコール、スプレー容器、教室用のビニール袋等		○
事務備品・消耗品	事務消耗品	お茶、ポット、筆記用具、救急薬品、乙側内部帳票類、印刷費、履物入れ等		○
	事務備品	パソコン、プリンタ、FAX、冷蔵庫等		○
業務従事者用被服費		作業着上・下衣、帽子、前掛、ゴム前掛、長靴、短靴、上履き、クリーニング代等		○
廃棄物処理費		残渣、生ごみ、資源ごみ、牛乳パック、段ボール、金属ごみ等	○	
		廃油		○
従事者人件費等		人件費、福利厚生費、社会保険・労働保険、保健衛生費(健康診断、衛生指導、衛生検査など)、従事者の給食費・通勤手当等、従業員募集費等		○
検便検査		月1回(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157)		○
ノロウイルス検査		10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じて実施		○
給食材料費		給食の食材料費(利用者用茶葉含む)		○
食材検査		細菌検査、放射能検査等		○
営業届費		保健所関係費用		○
運営経費		営業諸経費、公租公課、生産物賠償責任保険等		○
開業準備費		開業準備期間における各種の研修、訓練や試行等に係る諸経費		○
業務用車両の駐車費		駐輪費用含む		○

※上記以外の経費が発生した場合は、その都度発注者・受注者協議の上、決定するものとする。